

Q3

労働時間に上限はありますか？

労働時間は法律で上限が定められており、労働者の過半数代表者等と会社の合意（36 協定）がなければこれを超えて働かせることはできません。

◇法定時間・法定休日（原則）

〈労働時間〉 1 日 8 時間及び 1 週間 40 時間以内

〈休日〉 毎週少なくとも 1 回

これを超えて時間外・休日労働をさせるには、

36 協定の締結・届出
が必要です。

また、36 協定による時間外・休日労働の上限は原則として**月 45 時間・年 360 時間**で、特別の事情がない限りこれを超えることはできません。なお、特別な事情があり労使の合意があっても、以下の事項を守らなければなりません。

(1) 時間外労働が年 720 時間以内

(2) 時間外労働と休日労働の合計が月 100 時間未満

(3) 時間外労働と休日労働の合計について、2～6 か月の平均がすべて 1 月あたり 80 時間以内

(4) 時間外労働が月 45 時間を超えるのは、年 6 か月が限度

建設業・ドライバー・医師等の時間外労働の上限規制が令和 6 年 4 月から変わりました。

建設の事業	原則、上記規制が適用されます。災害時の復旧及び復興の事業のみ、(2)及び(3)は適用されません。
医師 (病院等の勤務医)	時間外労働と休日労働の合計が、 原則年 960 時間・月 100 時間未満。 ※特例に該当する場合は年 1,860 時間・月 100 時間未満。
タクシー・ハイヤー、 トラック、バスの運転手	上記(1)については、年 960 時間以内。 (2)～(4)は適用されません。

【action】

●時間外・休日労働を命じられた場合は、36 協定が締結されていることを確認しましょう。

..... 最後の確認！

☐ 時間外労働には上限があることを理解した。